

人事行政の運営等の状況

令和7年9月

井 原 市

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職の状況（令和6年4月2日～令和7年4月1日） 単位：人

区 分	採 用	退 職			計
		定 年	定年以外	計	
市長事務部局	18	2	6	8	10
病院事業	11	2	5	7	4
教育委員会	0	1	0	1	△1
計	29	5	11	16	13

※ 採用、退職者数には、派遣職員（県職員教育委員会派遣等）を含めています。また、再任用フルタイム職員の退職・採用も人数に含めています。

(2) 職員数の推移（各年4月1日現在） 単位：人

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
職員数	549	559	555	549	553	566
対前年	△6	10	△4	△6	4	13

(3) 部門別職員定数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） 単位：人

区 分 部門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	86	89	3	機構改革による増
	税 務	23	25	2	事務分担見直しによる増
	労 働	0	0	0	
	農林水産	20	17	△3	事務分担見直しによる減
	商 工	16	15	△1	事務分担見直しによる減
	土 木	24	24	0	
	民 生	52	55	3	事務分担見直しによる増と育児休業からの復職
	衛 生	20	22	2	事務分掌見直しによる減
	小 計	246	252	6	
特別行政部門	教 育	71	74	3	事務分担見直しによる増
	小 計	71	74	3	
公営企業等会計部門	病 院	186	189	3	欠員補充
	水 道	13	13	0	
	下水道	9	10	1	再任用短時間勤務職員から正規職員に配置替え
	その他	28	28	0	
	小 計	236	240	4	
合 計		553	566	13	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者等を含み、臨時又は非常勤の職員を除いています。

(4) 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

① 市長部局等（行政職給料表の適応を受ける職員）

等 級	事務分掌規則に規定する基準職務	合 計	
		人	%
1 級	・ 定型的な業務を行う職務	3 5	1 4 . 2 %
2 級	・ 知識又は経験を必要とする業務を行う職務	5 2	2 1 . 1 %
3 級	・ 高度の知識及び経験を必要とする業務を行う職務	4 1	1 6 . 7 %
4 級	・ 係長の職務・主査の職務・主任の職務	6 3	2 5 . 6 %
5 級	・ 課長補佐の職務・主幹の職務	1 6	6 . 5 %
6 級	・ 課長の職務・参事の職務	2 1	8 . 5 %
7 級	・ 部次長の職務・参与の職務	9	3 . 7 %
8 級	・ 部長の職務	9	3 . 7 %
合 計		2 4 6	1 0 0 . 0 %

(5) 定員適正化の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化の数値目標

中長期的な視野に立った職員採用計画による定員管理はもとより、業務の民間委託や地域との協働による役割分担を明確にしながら、引き続き適正な職員数の維持に努めます。

（計画期間：令和4年度～令和7年度）

② 定員適正化の年次別進捗状況（各年4月1日現在）※市民病院を除く 単位：人

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
職員数(計画)	367	367	367	367	367	367
職員数(実績)	353	357	352	350	347	354

2 職員の採用試験の状況（令和6年度）

単位：人

区 分	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	第2次試験 合格者数	第3次試験 受験者数	第3次試験 合格者数	採用者数	競争率
事務職（大卒）	70	45	36	25	23	17	10	7.0倍
事務職 （短大・高校卒）	11	10	9	9	6	1	1	11.0倍
事務職 （就職氷河期世代）	17	4	3	2	1	1	0	—
事務職 （障害等のある人）	2	2	2	2	2	1	1	2.0倍
土木技術職	2	1	1	0			0	—
土木技術職 （実務経験者）	1	1	1	1			0	—
建築技術職	2	2	2	0			0	—
建築技術職 （実務経験者）	1	1	0	0			0	—
保育士	6	5	5	2			2	3.0倍
保育士 （実務経験者）	3	2	2	0			0	—
保健師	1	1	1	1			1	1.0倍
保健師 （実務経験者）	1	1	1	1			1	1.0倍
社会福祉士	1	1	1	1			1	1.0倍
社会福祉士 （実務経験者）	2	2	2	1			1	2.0倍
(病院事業)								
企業医療職 （臨床工学技士）	1	1					1	1.0倍
企業行政職 （医事課）	2	2					2	1.0倍
企業行政職 （社会福祉士）	5	1					1	5.0倍
企業医療職 （リハビリテーション科）	5	3					3	1.7倍
企業医療職 （看護師）	6	4					4	1.5倍
企業行政職 （総務課）	1	1					1	1.0倍
企業医療職 （薬剤師）	1	1					1	1.0倍

3 職員の人事評価に関する状況

令和6年度は、井原市人事評価実施規則に基づき、下記のとおり人事評価を実施した。

評価期間	4月1日～3月31日 ※評価基準日2月1日
対象者	育児休業取得者等を除く部次長級以下の職員 346人
評価項目 (課長補佐・ 係長級の場合)	業 績・・・仕事の質、仕事の量 能 力・・・知識・技術、指導力、企画力、判断力、折衝力 態 度・・・積極性、責任感、規律性
評価基準	評価項目について、5段階で評価
評価結果の活用	人材育成、勤勉手当の算定、昇給、昇任、人事異動の判定等に活用

※ 病院事業は除いています。

4 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日現在)	歳 出 額 (A)	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)×100
令和6年度	36,670人	23,395,711千円	3,635,108千円	15.5%

※ 人件費には、市長、議員などの特別職の給与、報酬を含んでいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				職員一人当 たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
令和6年度	339人	1,289,511千円	209,587千円	513,247千円	2,012,345千円	5,936千円

※ 職員手当には、退職手当を含んでいません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
井 原 市	41.1歳	325,459円	381,670円

※ 平均給料月額は、一般行政職の職員の基本給の平均です。

※ 平均給与月額は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		井 原 市	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	188,000円

(5) 職員手当の状況

①期末手当、勤勉手当（令和6年度）

区 分	井 原 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6 月期	1. 225月分	1. 025月分	1. 225月分	1. 025月分
1 2 月期	1. 275月分	1. 075月分	1. 275月分	1. 075月分
計	2. 5月分	2. 1月分	2. 5月分	2. 1月分

②退職手当（令和7年4月1日現在）

区 分	井 原 市		国	
	自己都合	応募認定・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19. 6695月分	24. 586875月分	19. 6695月分	24. 586875月分
勤続25年	28. 0395月分	33. 27075月分	28. 0395月分	33. 27075月分
勤続35年	39. 7575月分	47. 709月分	39. 7575月分	47. 709月分
最高限度額	47. 709月分	47. 709月分	47. 709月分	47. 709月分

③特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
市税事務従事手当	従事職員	徴収、滞納処分、申告及び家屋調査等に関する事務に訪問従事した場合	日額 300円
感染症患者の収容、消毒等従事手当	従事職員	感染症患者の収容又は消毒等に従事した場合	1回 400円
変死者の検死、死体処理従事手当	従事職員	変死者の検死又は死体処理に従事した場合	1回 1,000円
清掃業務従事手当	従事職員	汚物等の収集、処理及びその他清掃等に従事した場合	日額 400円
社会福祉業務従事手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う職員で社会福祉法による資格を有する職員	社会福祉業務に訪問従事した場合	日額 200円
保健師に対する手当	保健師	在家庭の結核患者の療養指導に従事した場合	日額 200円
偕楽園に勤務する職員に対する手当	偕楽園勤務職員	死体処理に従事した場合	1回 1,000円
家畜伝染病予防作業従事手当	従事職員	家畜伝染病予防法第2条に定める業務に従事した場合	1回 400円

市外での災害応急作業等従事手当	従事職員	災害救助法が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（市内を除く。）において行う避難所の運營業務その他の被災地支援に関する業務に従事した場合	1日 710円
-----------------	------	--	------------

※ 病院事業は除いています。

④その他の手当（令和7年4月1日現在）

- ・扶養手当・・・配偶者、子、父母などの区分により扶養親族一人につき月額3,000円～11,500円支給（但し、行政職給料表8級の職員については、配偶者に対する手当を廃止）
- ・地域手当・・・当該地域の民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額の3～20%を乗じて得た額を支給
- ・住居手当・・・借家等の家賃に応じて最高月額28,000円支給
- ・通勤手当・・・交通機関利用者は運賃に応じて最高月額150,000円、交通用具使用者は通勤距離に応じて最高月額26,300円支給
- ・単身赴任手当 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、単身で生活することを常況とする職員に月額30,000円（ただし、70,000円を超えない範囲で交通距離の区分に応じて加算した額）を支給

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	60分

※ 職場により異なる場合があります。

（2）年次有給休暇の取得状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

平均取得日数 10.0日

※ 一般職の職員のうち市長の事務部局に属する職員で、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものの平均取得日数です。

6 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況（令和6年度）

単位：人

育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	介護休暇 取得者数	介護時間 取得者数
18	21	3	0	0
14	6	2	1	0

※ 「育児休業取得者数、部分休業取得者数、育児短時間勤務取得者数、介護休暇取得者数」欄の上段は前年度以前から引き続いて育児休業等を取得した職員数、下段は当該年度において新たに育児休業等を取得した職員数です。

※ 育児休業は、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までを限度として、休業できる制度であり、育児休業期間中は、給与は支給されません。

※ 部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の始期に達する日までを限度として、1日の勤務時間の一部（2時間以内）について勤務しないことができる制度であり、部分休業期間中は、給与は減額されます。

※ 育児短時間勤務は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、子が小学校就学の始期に達する日までを限度として、一定の勤務形態により、希望する日又は時間帯に勤務することができる制度であり、勤務時間数に応じた給与が支給されます。

※ 介護休暇は、配偶者等で負傷などにより2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、3回を超えずかつ通算して6月を超えない範囲内において必要と認められる期間について勤務しないことを認める制度であり、その休暇期間中は、給与は減額されます。

※ 介護時間とは、職員が介護のため勤務しないことが相当と認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以下で勤務しないことができる制度で、介護時間期間中の給与は減額されます。

7 職員の分限及び懲戒処分状況

（1）分限処分者数（令和6年度）

単位：人

降 任	免 職	休 職	降 給	計
0	0	30	0	30

※ 分限処分とは、心身の故障などにより職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、公務能率の維持を目的としてなされる不利益処分です。

（2）懲戒処分者数（令和6年度）

単位：人

戒 告	減 給	停 職	免 職	失職	計
0	0	1	0	0	1

※ 懲戒処分とは、職員の義務違反に対して地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するため、職員にその道義的責任を負わせる不利益処分です。

8 職員のサービスの状況

令和6年度においては、次に掲げる通知等により職員の服務規律の確保に努めました。

- ・ 令和 6 年 7 月 1 9 日 公務員倫理の確立と服務規律の確保について
- ・ 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 衆議院議員総選挙及び岡山県知事選挙における職員の服務規律の確保について
- ・ 令和 6 年 1 1 月 1 2 日 交通法規遵守及び安全運転の徹底について
- ・ 令和 6 年 1 2 月 9 日 職員の年末年始における綱紀の保持について
- ・ 令和 7 年 2 月 1 3 日 井原市議会議員選挙における職員の服務規律の確保について

9 職員の退職管理の状況

特筆する事項無し

10 職員の研修の状況（令和6年度）

（1）職場外集合研修（※病院事業は除いています。）

研 修 名	受 講 者	備 考
新規採用職員研修	新規採用職員 10人 新規会計年度任用職員 7人	4月4日、12日 内部講師
職場の元気力向上研修	管理監督職 100人	4月16日 外部講師
人事評価制度 「評価者研修」	係長・課長補佐・課長級等 42人	4月18日 外部講師
人事評価制度 「目標設定研修」	主査・主任・主任主事級 104人	4月19日 外部講師
公務員倫理講座	会計年度任用職員 30人	7月2日 外部講師
昇任試験事前研修 (地方自治法・地方公務員法研修)	昇任試験対象者 9人	8月8日、9日 内部講師
E B P M研修	主任級 54人	10月2日 外部講師
メンタルヘルス研修	管理監督職 13人 一般職 21人	11月20日 外部講師
ハラスメント防止 ・対策セミナー	課長級 8人	11月20日 外部講師
タイム& トークマネジメント研修	主事・主事補級 38人	1月23日 外部講師
職場外集合研修 小計	10研修 延べ436人	
D X推進 アクティブラーニング研修	D X推進メンバー 7人	7月4日、5日 9月30日 外部講師
D X推進 窓口利用体験研修	新規採用職員 10人	9月21日 外部講師
D X推進 情報リテラシー向上研修 (情報セキュリティ研修)	新規採用職員 10人 入庁2・3年目 24人	10月17日 内部講師
D X推進 情報リテラシー向上研修 (D X研修)	新規採用職員 10名	10月17日 内部講師

D X推進 エクセル研修 (初級・中級)	全職員 5 4 人	2月5.6.7日 内部講師
職場外集合研修 (DX) 小計	5 研修 延べ115人	
保育士階層別研修会 (初級・中級・上級)	保育士 9 人	初級：7月25日 中級：8月23日 上級：9月20日 外部講師
公開保育研修会	保育士 3 1 人 会計年度任用職員 3 3 人	6月24日、11月1日、 2月21日 外部講師
保育ステップアップ研修 (実技)	保育士 1 3 人 会計年度任用職員 1 5 人	5月29日、6月28日 外部講師
保育園における不適切保育 防止・権利擁護研修会	保育士 3 人	6月6日 外部講師
事故予防研修会	保育士 1 5 人 会計年度任用職員 1 7 人	4月25日、5月14日 外部講師
職場外集合研修 (保育) 小計	5 研修 延べ136人	
職場外集合研修 計	20 研修 延べ687人	

(2) 職場外派遣研修

研 修 機 関	研 修 名	派遣期間、派遣人数
自治大学校	第2部課程	83日、1人
	第3部過程	24日、1人
	自治体CIO育成研修等 3研修	5日、3人
国土交通大学校	専門課程 道路構造物 (係長級) 設計・施工コース研修	12日、1人
中国地方整備局研修	橋梁管理実務者I研修	5日、2人
市町村アカデミー	職場のリーダー養成講座等 2研修	2～4日、1人
国際文化アカデミー	女性リーダーのためのマネジメント 研修、デジタル技術を活用した窓口改 革の推進等 3研修	3～5日、3人

日本経営協会	自治体窓口職場ＤＸの具体的な進め方、選挙管理事務の基本実務等 ３研修	２～３日、３人
日本下水道事業団研修	実施設計管きょ設計Ⅱ	１７日、１人
高梁川流域圏域自治体合同研修	マネジメント心理学研修、管理職のためのメンタルヘルス研修等 ４研修	１日、１３人
友好親善都市職員相互派遣研修	栃木県大田原市	１０日、２人
その他研修	伐採等の業務特別教育 等 ４３研修	１日～９日、 １８３人
計	６４研修 延べ２１４人	

※ 病院事業は除いています。

1 1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況（令和6年度）

単位：人

対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率
340	329	96.8%

(2) 公務災害の認定状況（令和5年度）

単位：件

公 務 災 害	通 勤 災 害	計
2	0	2

(3) 福利厚生等の事業の状況

地方公務員法に基づき、職員の福利厚生及び相互扶助を図るため、井原市職員互助会により各種の事業を行っています。

区 分	概 要
福利厚生事業	レクリエーション事業の実施、体育部・文化部等への助成等
給付事業	永年勤続者等給付

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況

係属事案はなく、令和6年度に新たな措置要求はありませんでした。

(5) 不利益処分に関する不服申立ての状況

係属事案はなく、令和6年度に新たな不服申立てはありませんでした。